

平成30年度琉球大学法科大学院  
法学既修者単位認定法律試験 問題冊子

1

民法〔全450点中150点〕

平成30年3月17日（土曜日）  
9時30分～11時00分（90分）

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いのないように受験してください。

- 1 試験開始の合図があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- 2 試験開始後、問題の部分に印刷不鮮明、汚損等があれば直ちに申し出てください。
- 3 この試験では、問題冊子1部、解答用紙6枚、下書用紙2枚を配布します。六法は、貸与します。
- 4 解答用紙の冒頭欄に印刷されている試験科目名の文字を丸で囲み、また空欄に数字を記入して、その解答用紙が「何法に関する答案の何枚目であるか」を示してください。また、答案に用いたすべての解答用紙の所定欄に、受験番号と氏名を記入してください。
- 5 解答用紙が足りない場合は、適宜配布するので手をあげてください。
- 6 黒色または青色であれば、筆記用具は問いません。ただし、鉛筆書きの場合は文字が薄くならないように十分注意してください。
- 7 試験開始後は、途中退席できません。用便を希望する際は手をあげてください。
- 8 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないでください。配布した解答用紙は、書き損じや未使用のものも含めて、すべて回収します。問題冊子と下書用紙は持ち帰ってください。
- 9 その他は、すべて監督者の指示に従ってください。

## 問題（150点）

### 〔第1問〕

次の【事実】を読んで、後記の【設問1】から【設問3】に答えなさい。

#### 【事実】

- 1 Aは、平成29年3月5日、Bとの間で、請負代金を1000万円（契約締結時に300万円、工事完了引渡時に700万円を支払う。）、工事完了引渡を同年5月20日と定めて、B宅リフォーム工事請負契約（以下、「本件請負契約」という。）を締結し、その席でBは300万円を支払い、Aは直ちに着工した。
- 2 本件請負契約を締結する前、Aは、請負代金支払確保のため、Bに対して連帯保証人2名を付けることを要求した。そこで、Bが父親Yと友人Zにそれぞれ保証人になることを依頼したところ、YもZもこれを快諾した。  
本件請負契約締結当日、Yは、契約締結の場に同席し、請負契約書の連帯保証人欄に署名押印して連帯保証契約を締結した（以下、「本件保証契約1」という。）。また、Zは、出張中で契約締結の場には同席できなかったため、請負契約書の連帯保証人欄に署名押印する方式ではなく、契約締結の場からインターネット・テレビ会議システム「スカイプ」を利用してAと直接対面し、本人確認の後、Aが請負契約書に記載された保証内容を読み上げ、Zが承諾する方式で連帯保証契約を締結した（以下、「本件保証契約2」という。）。
- 3 Aは、同年5月20日までにB宅リフォーム工事を完了したが、Bは、同日までに請負残代金700万円を準備できなかったことや工事の仕上がりに不満があったことなどから、AB間で請負残代金の支払方法や支払額について交渉がなされた結果、同年5月21日、AがBに対しB宅を引き渡すとともに、請負残代金については、AとBとの間で、同月30日に300万円、同年6月20日に200万円を支払えば、残額200万円の支払いを免除する旨合意した。そしてBは、合意どおりに、Aに対し、同年5月30日に300万円、同年6月20日に200万円をそれぞれ支払った。
- 4 その後、Aは、資材卸売業者Xから、B宅リフォーム工事に関する資材の未払代金150万円の支払請求を受けたことから、Xに対し、Bに対する債務免除の事実を秘し、同年7月1日、Bに対する200万円の請負残代金債権をもって代物弁済する旨申し入れ、Xの承諾を得た（以下、「本件代物弁済」

という。)

AからBに対し本件代物弁済につき通知はなされなかったが、Xが、即日、Bに200万円の支払を求めたところ、債務免除のことを失念していたBは、Xに対し、「今月中に必ず払うから待ってほしい」と懇請した。

- 5 しかし、債務免除のことを思い出したBは、同年7月末日を経過してもXに対し200万円の支払いをしなかった。そこで、Xは、連帯保証人Y及びZに対する責任追及を検討している。

**〔設問1〕** (10点)

本件保証契約2は有効に成立しているか、理由を付して説明しなさい。

**〔設問2〕** (20点)

**【事実】** 3の下線の事実からどのような法的効果が発生するか、法的根拠を示しつつ、事案に即して説明しなさい。

**〔設問3〕** (55点)

XはYに対し200万円の支払請求をすることができるか、まず、Xの請求の根拠を示し、次に、予想されるYからの反論を簡潔に指摘した上で、Xがなすべき再反論につき、**【事実】** 4の下線の事実の法律上の意義にも言及しつつ、その法律構成を指摘し、再反論の成否も検討した上で、結論を述べなさい。

**〔第2問〕**

次の**【事実】**を読んで、後記の**〔設問1〕**から**〔設問3〕**に答えなさい。

**【事実】**

- 1 不動産業者Aは、XがX所有の甲土地（ホテル跡地）の売却先を探していることを知り、ホテル建設用地として、平成29年1月17日、Xから売買代金20億円で甲土地を購入し（以下、「本件売買契約1」という。）、同日、AからXに対する代金の支払いがなされるとともに、XからAへの所有権移転登記がなされた。
- 2 Aは、翌日、早速、甲土地の転売先としてホテル業者Yに話を持ち込み、

同年2月4日に正式に売買契約を締結するという予定で、売買代金を22億円とすることなどの詳細をつめるため交渉を進めていた。

- 3 ところが、同年2月2日、XからAに対して、甲土地にはXが自らホテルを建設して利用したいので前記売買契約を白紙に戻したい旨の連絡があり、Aはこれに応じて、翌3日、Xとの本件売買契約1を合意解除した。なお、代金20億円の返金と移転登記の抹消登記は同年4月30日になされることとされた。
- 4 他方、Aは、これまでの交渉の経緯もあったことから、同年2月4日、事情を知らない買主Yとの間で、当初の予定どおり、売買代金を22億円とする甲土地の売買契約を締結し（以下、「本件売買契約2」という。）、同年3月30日、YからAに対する代金の支払いがなされるとともに、AからYへの所有権移転登記手続きがなされた。
- 5 同年4月30日、XがAに対し、本件売買契約1の代金の返還として20億円の弁済の提供をするとともに、XからAへの甲土地の移転登記の抹消登記手続きを求めたところ、Aはこれを拒み、その理由として同年3月30日付けで本件売買契約2に基づきAからYへの甲土地の移転登記がなされていることをXに説明した。

そこで、Xは、Yに対し、甲土地の所有権移転登記請求をすることを検討している。

**【設問1】**（15点）

**【事実】** 3の下線の合意解除からどのような法的効果が発生するか、法的根拠を示しつつ、事案に即して説明しなさい。

**【設問2】**（30点）

XはYに対し甲土地の所有権移転登記請求をすることができるか、Xの請求の根拠を示し、予想されるYからの反論も指摘しつつ、論じなさい。

**【設問3】**（20点）

**【事実】** 4の後に、かねてよりXに恨みを持つZが、事情を知ったうえで、もっぱらXを困惑させる目的をもって、Yに対して甲土地と乙土地（時価24億円相当）との交換を申し出て、同年4月15日、Yとの間で甲・乙両土地の交換契約を締結し、同日、YからZへ甲土地の所有権移転登記がなされたという事実があったとする。また、**【事実】** 5の後に、Xは、上

記のとおり Y Z 間の交換契約に基づき Y から Z へ甲土地の所有権移転登記がなされていること、さらに、下線を付した Z の目的も知ったとする。

この場合、X は、Z に対して、甲土地の所有権移転登記請求をすることができるか、下線を付した Z の目的が法律上どのような意義をもつかについても言及しつつ、論じなさい。

以上

### (出題趣旨)

第 1 問は、請負代金債務につき保証契約が締結された後、請負残代金債務につき債務免除合意がなされたにも関わらず、請負人が請負残代金債権を第三者に譲渡し、同債権の譲受人が債務者である注文者に請求したところ、債務者が異議をとどめない承諾をしたが、履行期に履行しないので、譲受人が保証人に保証債務の履行を請求したという事案において、書面を作成していない保証契約の有効性（設問 1）、債務免除合意に基づく条件成就とその効果（設問 2）、代物弁済による債権譲渡と保証債務の随伴性、異議をとどめない承諾による抗弁の切断の要件・効果並びに効果の及ぶ範囲（設問 3）について、民法上の条文や判例等の基礎的な理解、具体的な事例における法的な分析、構成や論述の能力等を試す問題である。

第 2 問は、土地の売買契約の合意解除された後、買主が第三者に土地を売却したという事案において、明文規定のない合意解除の効果（設問 1）、売主と解除後の第三者との法律関係や売主から第三者への移転登記請求の可否（設問 2）、転得者が背信的悪意者である場合の売主と転得者との法律関係（設問 3）について、具体的な事例における法的な分析、構成や論述の能力等を試す問題である。

平成 30 年度琉球大学法科大学院  
法学既修者単位認定法律試験 問題冊子

2

刑法〔全 450 点中 100 点〕

平成 30 年 3 月 17 日（土曜日）  
11 時 20 分～12 時 20 分（60 分）

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いのないように受験してください。

- 1 試験開始の合図があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- 2 試験開始後、問題の部分に印刷不鮮明、汚損等があれば直ちに申し出てください。
- 3 この試験では、問題冊子 1 部、解答用紙 4 枚、下書用紙 1 枚を配布します。六法は、貸与します。
- 4 解答用紙の冒頭欄に印刷されている試験科目名の文字を丸で囲み、また空欄に数字を記入して、その解答用紙が「何法に関する答案の何枚目であるか」を示してください。また、答案に用いたすべての解答用紙の所定欄に、受験番号と氏名を記入してください。
- 5 解答用紙が足りない場合は、適宜配布するので手をあげてください。
- 6 黒色または青色であれば、筆記用具は問いません。ただし、鉛筆書きの場合は文字が薄くならないように十分注意してください。
- 7 試験開始後は、途中退席できません。用便を希望する際は手をあげてください。
- 8 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないでください。配布した解答用紙は、書き損じや未使用のものも含めて、すべて回収します。問題冊子と下書用紙は持ち帰ってください。
- 9 その他は、すべて監督者の指示に従ってください。

## 問題（100点）

次の【事例】につき，〔設問〕に答えなさい。

### 【事例】

大学生甲（21歳）は，自分が家庭教師をしている家の母親A女（35歳，夫とは死別）に交際を申し込んだ。実は甲は小児性愛者であり，自分が家庭教師をしているA女の13歳の双子と性的関係をもちたいと考え，それを容易にするためにA女とつきあおうと考えていた。

A女の子どもはB女・C男の13歳の二卵性双生児で，2人とも身体が病弱で，とりわけC男は身体が弱く，学校には行かず，甲が家庭教師をして勉強を見ていた。二卵性の双子ではあるものの，非常によく似た外見をしていた。

ある日，A女が泊りがけの出張に行くことになり，甲はA女から，家に泊まって，子ども達の面倒をみてほしいと頼まれた。甲は，素晴らしいチャンスが訪れたと思い，夜はC男と無理やり性的関係をもとうと思い，泊まることを了承した。A女は甲に合い鍵を渡した。

甲は夜10時頃A女宅に着いたが，既にB女・C男は眠っているようだったので，渡された合い鍵で家に入った。

甲は2人を起こさないようにそっと2人の寝室がある2階へ上がっていった。階段を登りながら覆面をかぶり，C男の寝室のドアをそっと開けた。部屋には小さなスタンドだけがついており，非常に暗かったが，甲は部屋の構造をよく知っていたので，持っていたナイフをかまえて，迷うことなくベッドまで行った。このときベッドに寝ていたのはB女であったが，甲はC男だと思っていた。甲は，ベッドに忍び込むと，C男だと思っていたB女の首にナイフを押し当て，「逆らうな。逆らうと殺すぞ。」と脅した。身体の小さなB女は震え上がり，全く抵抗できない状態になった。甲はナイフをつきつけたままB女にむりやり自己の男性器を挿入して性行為を行い，「声を出したら戻ってきて殺すからな」と告げ，そのまま部屋を出ていき，家からも一度出て行った。

その後，何食わぬ顔で，玄関のチャイムを鳴らすと，C男が眠そうな顔で玄関に出てきた。今日は，B女の具合が悪く，B女はC男の部屋で寝ているとのことだった。ここに至って，甲は先ほど自分が襲ったのはB女であったことに気づいたが，特に気にはならなかった。その夜，B女は部屋から出てくることなくだったので，甲はそのまま家に泊まり，翌朝帰って行った。

3か月後，甲はA女の家に移りこむ形で同居を始め，A女と入籍し，B女及びC男との養子縁組も行った。甲は，A女の機嫌を損ねないように，大学の講義のない時は，食事を作ったり，掃除をしたり，2人の日常生活の面倒をよくみていた。

ある日，またA女が泊りがけの出張になった。この日，B女・C男ともに風邪をひいており，甲は2人に昼食・夕食，翌日の朝食を食べさせ，薬をのませることを頼まれていた。甲は，ダラダラとゲームをしていたが，ふと思立ち，

C男の寝室に入ると、ニヤニヤしながら、「俺が出て行ったら、お母さんは悲しむだろうな。」と言い、考え込んでしまい抵抗しないC男に自己の男性器を挿入して性行為を行った。

その後、甲はB女・C男に昼食・夕食、翌日の朝食も食べさせず、薬も飲ませなかった。2人は脱水症状になり、加療1週間を要する状態となった。

**〔設問〕**

甲の罪責について述べよ。性犯罪については改正後の条文を使用すること。

以 上

**（出題趣旨）**

改正後の性犯罪規定の基本的構成要件や事実の錯誤等刑法上の基本的な問題についての理解と事例への当てはめを問う問題である。その他、同意に瑕疵がある場合の住居侵入罪の成否、保護責任者不保護罪の構成要件等、家庭内で起こりうる様々な犯罪についての基本的な理解と事例への当てはめも問うている。

平成30年度琉球大学法科大学院  
法学既修者単位認定法律試験 問題冊子

3

憲法〔全450点中100点〕

平成30年3月17日（土曜日）  
13時15分～14時15分（60分）

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いのないように受験してください。

- 1 試験開始の合図があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- 2 試験開始後、問題の部分に印刷不鮮明、汚損等があれば直ちに申し出てください。
- 3 この試験では、問題冊子1部、解答用紙4枚、下書用紙1枚を配布します。六法は、貸与します。
- 4 解答用紙の冒頭欄に印刷されている試験科目名の文字を丸で囲み、また空欄に数字を記入して、その解答用紙が「何法に関する答案の何枚目であるか」を示してください。また、答案に用いたすべての解答用紙の所定欄に、受験番号と氏名を記入してください。
- 5 解答用紙が足りない場合は、適宜配布するので手をあげてください。
- 6 黒色または青色であれば、筆記用具は問いません。ただし、鉛筆書きの場合は文字が薄くならないように十分注意してください。
- 7 試験開始後は、途中退席できません。用便を希望する際は手をあげてください。
- 8 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないでください。配布した解答用紙は、書き損じや未使用のものも含めて、すべて回収します。問題冊子と下書用紙は持ち帰ってください。
- 9 その他は、すべて監督者の指示に従ってください。

## 問題（100点）

次の【事例】を読んで、〔設問〕に答えなさい。

### 【事例】

Yは市民運動出身の衆議院議員で、男女共同参画社会の実現を訴えて、衆議院で当選を重ねていた実力者であり、女性政治家としても人気が高かった。Yは2016年9月、M党の代表選挙において、M党議員らの圧倒的支持を得てM党では初の女性代表に就任した。

Yは1999年の男女共同参画社会基本法の成立にも尽力した一人である。同法は、2条において、「（男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る）男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること」を「積極的改善措置」と定義づけたうえで、同法8条で、男女共同参画社会の形成に向けて、積極的改善措置を含む必要な施策をとることを国の責務としている。さらに、国はこれらの施策の実施に必要な法制上・財政上の措置もとらなければならないとされている（11条）。しかし、基本的に法制上は、男女共同参画に取り組んでいるが、実態が伴っていないとの声や、政治・行政の分野における女性の参画について「外国と比較して依然進んでいるとはいえない状況にある」という指摘が上がっていた。

代表選に大勝したYは、男女共同参画社会の実現に前進すべき絶好の機会と考え、与党J党の女性議員らにも声をかけ、さらにA首相が「すべての女性が輝く社会づくり」を政策にあげていることから、超党派で対応できると考え、法制上の措置として次のような公職選挙法の改正案を、2017年の国会に提出した。

- ① 衆議院議員選挙、参議院議員選挙における比例代表選出に際して、政党等の提出名簿に記載する人数は、男女どちらか一方が4割を下回らないようにしなければならず、かつ名簿登載人数の半数までは男女交互に順位を付ければならないものとする。投票方式は拘束名簿式とする。

（登載例）

名簿順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
候補者	男1	女1	男2	女2	男3	女3	男4	女4	男5	女5
名簿順位	11位	12位	13位	14位	15位	16位	17位	18位	19位	20位
候補者	男6	男7	男8	男9	女6	男10	男11	女7	男12	女8

- ② 衆議院議員選挙，参議院議員選挙における選挙区候補者選定に際しては，政党等は公認候補者のうち，男女どちらか一方が4割を下回らないようにしなければならないものとする。これに違反した政党に対しては，政党助成金を4分の1減額して交付する。

(公認例)

選挙区	A県 1区	A県 2区	A県 3区	B県 1区	B県 2区	C県 1区	C県 2区	C県 3区	D県 1区	D県 2区
党公認	男1	女1	男2	男3	女2	女3	男4	男5	男6	女4

他方，Xはマスコミにもよく登場し，的確なコメントをすることで人気のある若手の男性研究者（憲法学）であった。2016年7月，XはJ党から参院比例代表候補として名簿に登載され，J党の全国的な集票もあって，ぎりぎり初当選にこぎつけた。

Xは，Yの提出した公職選挙法改正案には憲法上問題があるとして，強く反対している。

〔設問〕

Xの立場からの憲法上の主張と，これに対して想定されるYの反論を簡潔に指摘したうえで，あなた自身の考えを述べなさい。

以 上

(出題趣旨)

Yの提出した法案は，いわゆる積極的差別是正措置（アファーマティブ・アクションないしポジティブ・アクション）を立法化するための法案であり，憲法14条における「平等」の基礎的理解を前提に，これが逆差別であり，憲法14条の法の下での平等に違反するのではないかということが中心的な問題となる。また，政党の候補者の選定などにおける自律権を制約し，政党の基礎となっている結社の自由（憲法21条）に違反するのではないかということも問題となる。かかる憲法上の問題について，事例に即して法的な分析を行う能力，当事者双方の憲法上の主張を整理した上で自説を展開する論理的思考力や構成・論述の能力等も試すものである。

平成30年度琉球大学法科大学院  
法学既修者単位認定法律試験 問題冊子

4

商法〔全450点中50点〕

平成30年3月17日（土曜日）  
14時30分～15時00分（30分）

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いのないように受験してください。

- 1 試験開始の合図があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- 2 試験開始後、問題の部分に印刷不鮮明、汚損等があれば直ちに申し出てください。
- 3 この試験では、問題冊子1部、解答用紙3枚、下書用紙1枚を配布します。六法は、貸与します。
- 4 解答用紙の冒頭欄に印刷されている試験科目名の文字を丸で囲み、また空欄に数字を記入して、その解答用紙が「何法に関する答案の何枚目であるか」を示してください。また、答案に用いたすべての解答用紙の所定欄に、受験番号と氏名を記入してください。
- 5 解答用紙が足りない場合は、適宜配布するので手をあげてください。
- 6 黒色または青色であれば、筆記用具は問いません。ただし、鉛筆書きの場合は文字が薄くならないように十分注意してください。
- 7 試験開始後は、途中退席できません。用便を希望する際は手をあげてください。
- 8 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないでください。配布した解答用紙は、書き損じや未使用のものも含めて、すべて回収します。問題冊子と下書用紙は持ち帰ってください。
- 9 その他は、すべて監督者の指示に従ってください。

## 問題 (50 点)

発起人Aは、Y株式会社（以下、「Y社」という。）の設立のために、「Y株式会社発起人A」の名義で、Xとの間で、成立後のY社が事務所として使用する予定のアパートの1室を、会社の成立を条件として、賃料を1か月20万円とする約定の下にY社が賃借する旨の契約（以下、「本契約」という。）を締結した。XはY社の成立後、本契約に基づき、Y社に対し、賃料の支払いを請求した。本契約はY社の定款に記載されていない。

### 設問1 (15点)

Y社はXの請求に対し、「本契約は財産引受けにあたるが定款に記載されていないので無効である」と反論した。このY社の反論の当否について論じなさい。

### 設問2 (35点)

Y社の成立後にY社が本契約を追認した場合におけるXの請求の当否について、反対する立場を検討しつつ論じなさい。

以上

### (出題趣旨)

会社の設立に関する基本概念が理解できているかどうかを測定するとともに、会社法の条文や基本理論を用いた解釈が正確に行えるかどうかを測定する出題である。

設問1では、「財産引受」という概念が会社法28条2号に規定されていること、及び、同号が適用されるかどうかを検討して結論を導くことが求められる。

設問2では、いわゆる開業準備行為の効力をどのように考えるかにつき、反対する立場を検討しつつ自らの考えを明確に立てたうえで結論を導くことが求められる。

平成 30 年度琉球大学法科大学院  
法学既修者単位認定法律試験 問題冊子

5

民事訴訟法 [全 450 点中 50 点]

平成 30 年 3 月 17 日 (土曜日)  
15 時 05 分 ~ 15 時 35 分 (30 分)

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いのないように受験してください。

- 1 試験開始の合図があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- 2 試験開始後、問題の部分に印刷不鮮明、汚損等があれば直ちに申し出てください。
- 3 この試験では、問題冊子 1 部、解答用紙 3 枚、下書用紙 1 枚を配布します。六法は、貸与します。
- 4 解答用紙の冒頭欄に印刷されている試験科目名の文字を丸で囲み、また空欄に数字を記入して、その解答用紙が「何法に関する答案の何枚目であるか」を示してください。また、答案に用いたすべての解答用紙の所定欄に、受験番号と氏名を記入してください。
- 5 解答用紙が足りない場合は、適宜配布するので手をあげてください。
- 6 黒色または青色であれば、筆記用具は問いません。ただし、鉛筆書きの場合は文字が薄くならないように十分注意してください。
- 7 試験開始後は、途中退席できません。用便を希望する際は手をあげてください。
- 8 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないでください。配布した解答用紙は、書き損じや未使用のものも含めて、すべて回収します。問題冊子と下書用紙は持ち帰ってください。
- 9 その他は、すべて監督者の指示に従ってください。

## 問題 (50 点)

Xは、Yを被告として、500 万円の債権のうち、200 万円のみ履行を求め旨明示して訴えを提起した。審理の結果、Xの請求を棄却する判決が言い渡され、確定した（以下「前訴判決」という。）。その後、Xは、上記債権の残額 300 万円の支払を求めて訴えを提起した（以下「後訴」という。）。

このような後訴については、前訴確定判決の既判力には抵触しないことを前提に、信義則に反して許されず不適法として却下すべきとするのが判例理論である。その理論構成ないし理由について簡潔に説明しなさい。

以 上

### (出題趣旨)

一部請求に関する著名な判例（最判平成 10 年 6 月 12 日民集 52 卷 4 号 1147 頁）を素材として、その考え方を正確に理解し簡潔に表現できるかを問う趣旨である。訴訟物、既判力等という民訴法の基本事項の理解が含まれる。